

匝 瑳 市 消 防 委 員 会

日 時：令和3年11月2日（火）

午前10時から

場 所：野栄総合支所2階 学習室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 委員紹介

5 議 事

(1) 消防団の現状について（報告）

(ア) 組織について

(イ) 報酬、費用弁償について

(ウ) 消防車両、施設等について

(2) 消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）

(3) 消防団員の処遇改善について

(4) そ の 他

6 閉 会

(1) 匠瑛市消防団の現状について

[R3.4.1現在]

(ア) 組織について

現行の消防団組織は、消防団本部及び12分団で組織する。
消防団員の定員は、匠瑛市消防団条例第3条の規定により694人と定められており、組織及び配置については、匠瑛市消防団規則第2条の規定により次のように定められている。

【全体】

階級	団長	副団長	本部付 (分団長)	分団長	副分団長	部長	班長	団員		合計
								基本	機能別	
定数	1	4	8	12	15	41	82	522		685
実員数	1	3	7	12	15	41	82	486	9	656
定数との差	0	-1	-1	0	0	0	0	-27		-29

□団本部

階級 所属	団長	副団長	本部付 (分団長)	定数計	実員計	定数計 との差
	団本部	1	4	8	13	11

□分団

階級 所属	分団長	副分団長	部長	班長	団員	定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
	中央分団	1	2	6	12	60	81	80	0
第1部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第2部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第5部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第6部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
匠瑛分団	1	1	3	6	36	47	44	3	-3
第1部	-	-	1	2	12	15	15	1	0
第2部	-	-	1	2	12	15	13	2	-2
第3部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
豊栄分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
吉田分団	1	1	2	4	30	38	35	0	-3
第1部	-	-	1	2	15	18	15	0	-3
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0

階 級 所 属	階 級					定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員				
飯高分団	1	1	2	4	30	38	33	0	-5
第1部	-	-	1	2	15	18	17	0	-1
第2部	-	-	1	2	15	18	14	0	-4
豊和分団	1	1	3	6	36	47	39	0	-8
第1部	-	-	1	2	12	15	15	0	0
第2部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第3部	-	-	1	2	12	15	8	0	-7
椿海分団	1	1	4	8	40	54	53	1	-1
第1部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
第2部	-	-	1	2	10	13	13	1	0
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
平和分団	1	1	4	8	40	54	51	2	-3
第1部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第2部	-	-	1	2	10	13	10	1	-3
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	1	0
共興分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
須賀分団	1	1	2	4	30	38	38	3	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	2	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	1	0
野田分団	1	2	6	12	90	111	111	0	0
第1部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第2部	-	-	1	2	17	20	20	0	0
第3部	-	-	1	2	16	19	19	0	0
第4部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第5部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第6部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
栄分団	1	2	5	10	70	88	85	0	-3
第1部	-	-	1	2	12	15	15	0	0
第2部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第3部	-	-	1	2	16	19	17	0	-2
第4部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第5部	-	-	1	2	16	19	19	0	0
合 計	12	15	41	82	522	672	645	9	-27

(イ) 報酬、費用弁償について

匝瑳市消防団条例第14条の規定により次のように定められてる。

(報酬及び費用弁償)

第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。

2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第47号）の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。

3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

別表第1

階級名	報酬年額
団長	105,000 円
副団長	71,000 円
分団長	56,000 円
副分団長	38,000 円
部長	32,000 円
班長	24,000 円
団員	20,000 円
	ただし、機能別消防団員は、8,000 円

別表第2

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000 円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200 円以内

(ウ) 消防車両、施設等について

匠瑳市消防団配備車両・ポンプ一覧

令和3年4月1日現在

項目 所属	種 別	水 槽	車 両						ポン プ 製 作 所
			登録番号 (千葉)	車 種	登録年月日	車検満了日	燃 料	総重量	
団本部	指 令 車		800 そ 5989	三菱 デリカD:5	R2.12.2	R4.12.1	軽	—	—
中央分団	第1部	ポンプ自動車	804 ね 1	日野 デュロ	H21.1.29	R5. 2. 2	軽	4,730kg	モリタ
	第2部	ポンプ自動車	800 り 2	トヨタ ダイナ	H24.2.23	R4.4.22	軽	4,600kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	ポンプ自動車	800 ろ 3	日野 デュロ	H25.1.25	R5.1.24	軽	4,530kg	モリタ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 ひ 4	日野 デュロ	H31.2.25	R5.2.24	軽	6,020kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	小型動力ポンプ付積載車	800 み 5	日産 アトラス	H22.11.17	R4.11.16	ガ	2,910kg	トーハツ
	第6部	ポンプ自動車	830 て 2007	日野 デュロ	H20.1.28	R4.1.27	軽	4,710kg	モリタ
匠瑳分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	831 む 119	日産 アトラス	H21.1.27	R5. 3.11	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 す 1192	日産 アトラス	H22.11.17	R4.11.19	ガ	2,910kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:600ℓ)	○ 830 も 123	三菱 キャンター	H30.3.28	R4. 3. 27	軽	4,980kg	トーハツ
豊栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○ 830 さ 1041	いすゞ エルフ	R2.3.30	R4. 3.29	軽	4,990kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 さ 1043	日産 アトラス	H24.2.23	R4.3.8	ガ	2,910kg	トーハツ
吉田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	830 ん 911	日産 アトラス	H30.2.22	R4.2.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4944	日産 アトラス	H11.12.10	R3.12. 9	軽	5,070kg	富士重工
飯高分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 8851	日産 アトラス	H12.12.15	R4.12.18	軽	5,050kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	831 ゆ 119	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.10	ガ	2,910kg	トーハツ
豊和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:600ℓ)	○ 800 そ 4281	日野 デュロ	H31.2.27	R5.2.26	軽	4,790kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 そ 1048	三菱 キャンター	H20.1.30	R4. 4. 8	軽	4,950kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 2547	日産 アトラス	H29.2.21	R5.4.4	ガ	2,980kg	トーハツ
椿海分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 9250	日産 アトラス	H25.1.28	R5.3.28	ガ	2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4945	日産 アトラス	H11.12.10	R3.12.27	軽	5,070kg	富士重工
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 3435	日産 アトラス	H30.2.22	R4.2.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 7274	日産 アトラス	H22.11.17	R4.11.17	ガ	2,910kg	トーハツ

所属	項目	種 別	水槽	車 両					ポンプ 製 作 所	
				登録番号 (千葉)	車 種	登録年月日	車検満了日	燃料		総重量
平和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		805 の 1	日産 アトラス	H25.1.28	R5.3.18	ガ	2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		801 な 2	日産 アトラス	H29.2.21	R5.2.21	ガ	3,010kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車		800 み 3	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.15	ガ	2,910kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○	830 ほ 4	いすゞ エルフ	R3.2.26	R5.2.25	軽	4,900kg	トーハツ
共興分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	800 さ 1655	日産 アトラス	H10.12.1	R4.12.27	軽	5,070kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		800 せ 6410	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.16	ガ	2,910kg	トーハツ
須賀分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	800 さ 4946	日産 アトラス	H11.12.10	R4.2.25	軽	5,070kg	富士重工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車		830 ら 2	日産 アトラス	H24.2.23	R4.2.25	ガ	2,910kg	トーハツ
野田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		830 ち 101	日産 アトラス	H22.11.17	R4.11.16	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 そ 102	日野 デュロ	H29.3.13	R5.3.12	軽	5,860kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	小型動力ポンプ付積載車		830 ち 103	日産 アトラス	H24.1.19	R4.1.18	ガ	2,960kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 な 21	三菱 キャンター	H20.1.30	R4.1.30	軽	4,950kg	トーハツ
	第5部	ポンプ自動車		801 と 5	いすゞ エルフ	R2.2.28	R4.2.27	軽	4,920kg	ナカムラ 消防化学
	第6部	小型動力ポンプ付積載車		801 て 1111	日産 アトラス	H25.1.28	R5.2.1	ガ	2,910kg	トーハツ
栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車		830 さ 3001	日産 アトラス	H21.1.27	R5.1.26	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 さ 3002	三菱 キャンター	H20.1.9	R4.1.12	軽	4,980kg	トーハツ
	第3部	ポンプ自動車		800 さ 6001	三菱 キャンター	H12.3.22	R4.4.17	軽	4,390kg	富山ポンプ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○	830 な 44	日野 デュロ	H31.2.26	R5.2.25	軽	6,040kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	ポンプ自動車		830 ち 130	いすゞ エルフ	R2.12.17	R4.12.16	軽	4,870kg	ナカムラ 消防化学

□指 令 車 1台

□ポンプ自動車 10台 (うち水槽付 3台) ポンプ級別: A2

□小型動力ポンプ付積載車 31台 (うち水槽付12台) ポンプ級別: B3

■合 計 42台 (3.5t以上 22台)

初年度登録年月日から起算して20年を経過した車両から更新を計画する。原則として現状配備している車両と同種類の車両に更新する。なお、水槽付車両を各分団に確保するように配備する。(特別な事情がある場合はこの限りではない。)

■消防施設等について

消防施設等の整備については、各分団へ消防施設要望調査を実施し、計画的に整備する。

消防機庫・ホース乾燥塔一覧

令和3年4月1日現在

分団別	区分	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
中央分団	第1部	仲町、砂原	○	○	
	第2部	上出羽、下出羽	○	○	
	第3部	田町、西本町、若潮町	○	○	
	第4部	万町、東本町、福富町、横町	○	○	
	第5部	籠部田、富谷、下富谷	○	○	
	第6部	米倉、米倉新町	○	○	
匝瑳分団	第1部	生尾、山桑、宮本	○	○	
	第2部	松山、中台	○	○	
	第3部	長岡、堀之内、宮和田	○	○	
豊栄分団	第1部	貝塚、飯倉新田、通町、時曾根、幸田南外、池端、台谷、中貫、西之内、雇用促進、団地	○	○	統合機庫
	第2部	新、木積、田久保、青葉谷、久方、亀崎、富岡、牛岡			
吉田分団	第1部	住方、谷、江川、蒲野	○	○	統合機庫
	第2部	新町、栄、城新田、八辺、入山崎、南山崎、南神崎			
飯高分団	第1部	仲台、公崎、城下、小高	○	○	統合機庫
	第2部	片子、大堀、安久山、金原			
豊和分団	第1部	飯塚	○	○	
	第2部	大寺	○	○	
	第3部	内山	○	○	
椿海分団	第1部	仲新久、向新久、宿、青葉町、五正部、天神、八重崎、仲見江、ユウキ住宅	○	○	
	第2部	柳田、東柳田、2班、3組、東八丁歩、学校前、二條、分野、新興分野、瀬戸谷、廿一町、蓮入、椿団地、椿シティ	○	○	
	第3部	仲町、押角、寄島、東町、舟戸町、四軒町、沖北、沖南、学園台	○	○	
	第4部	日之出町、栄町、県営住宅、水神町、緑町	○	×	

区分		管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
分団別					
平和分団	第1部	川向、安巻、萩曾根、郷内示、御門、仲才、山里、藤四郎野	○	○	
	第2部	初内、大街道、東原、西原、荒匂、高野、萩野	○	○	
	第3部	東谷	○	○	
	第4部	上谷、下谷、すみれ団地、上平、新宿	○	○	
共興分団	第1部	吉崎、長谷	○	○	
	第2部	西小笹、東小笹、登戸	○	○	
須賀分団	第1部	横須賀、高	○	○	統合機庫
	第2部	燕里、高野			
野田分団	第1部	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘	○	○	
	第2部	大坪、上の馬場、御城、古町、宮前、西宿、新生、松山、丸の内	○	○	
	第3部	釜前、野手浜	○	○	
	第4部	今泉丘	○	○	
	第5部	今泉浜	○	○	
	第6部	新堀丘浜	○	○	
栄分団	第1部	川辺上方	○	○	
	第2部	堀川丘	○	○	
	第3部	中郷、新田、和田、高松、川辺浜	○	○	
	第4部	栢田丘	○	○	
	第5部	栢田浜、堀川浜	○	○	
合 計			37	36	

消防機庫の設置状況(トイレ・水道・建築年・戸別受信機)

令和3年4月1日時点

	消防機庫	所在地	トイレ	水道	建築年度	戸別受信機設置年	備考
1	中央1	八日市場イ2626番地6	○	上水道	令和2年度	平成22年	
2	中央2	八日市場イ200番地2	×	上水道	平成28年	平成28年	「匠りの里」のトイレ使用
3	中央3	八日市場イ2499番地	×	井戸	平成6年	平成22年	
4	中央4	八日市場イ2917番地2	○	井戸	昭和61年	平成22年	ポケットパーク
5	中央5	八日市場ハ672番地2	○	井戸	平成14年	平成22年	
6	中央6	八日市場ホ451番地4	×	井戸	昭和61年	平成22年	
7	匠礎1	山桑498番地2	×	井戸	昭和56年	平成22年	
8	匠礎2	松山1127番地4	×	×	平成5年	平成22年	
9	匠礎3	堀ノ内354番地2	○	上水道	平成14年	平成22年	
10	豊栄1 豊栄2	飯倉2145番地9	○	上水道	平成15年	平成22年	統合機庫
11	吉田1 吉田2	吉田4010番地1	○	上水道	平成11年	平成22年	統合機庫
12	飯高1 飯高2	飯高1706番地	○	上水道	平成12年	平成22年	統合機庫
13	豊和1	飯塚1094番地	×	井戸	平成9年	平成22年	
14	豊和2	大寺1481番地1 他	×	上水道・井戸	平成30年	平成22年	
15	豊和3	内山911番地	×	井戸	昭和62年	平成22年	
16	椿海1	椿1706番地6 外2筆	○	井戸	平成13年	平成22年	
17	椿海2	春海51番地2	○	井戸	平成12年	平成22年	
18	椿海3	春海565番地1	×	井戸	平成3年	平成22年	
19	椿海4	椿1268番地2	×	井戸	平成4年	平成22年	
20	平和1	平木113番地	×	井戸	平成3年	平成22年	
21	平和2	平木2022番地	○	上水道	平成21年	平成22年	
22	平和3	東谷363番地	×	井戸	令和3年	平成22年	
23	平和4	上谷中2252番地1	×	×	昭和56年初	平成22年	
24	共興1	吉崎92番地3	×	上水道	平成16年	平成22年	
25	共興2	東小笹353番地3	×	井戸	平成10年	平成22年	
26	須賀1 須賀2	高787番地1	○	上水道	平成13年	平成22年	統合機庫
27	野田1	野手5741番地	○	上水道	平成23年	平成23年	
28	野田2	野手1283番地4	×	井戸	昭和63年	平成22年	R3年度建替え予定
29	野田3	野手17146番地2432	×	井戸	平成元年	平成22年	
30	野田4	今泉6756番地	×	井戸	平成2年	平成22年	
31	野田5	今泉8571番地2	○	井戸	平成4年	平成22年	
32	野田6	新堀2159番地7	○	上水道	平成29年	平成29年	
33	栄1	川辺2887番地1	×	井戸	平成7年初	平成22年	
34	栄2	堀川4100番地	×	井戸	昭和54年	平成22年	
35	栄3	堀川6376番地5	×	井戸	昭和53年	平成22年	
36	栄4	栢田8152番地2	×	井戸	平成元年	平成22年	
37	栄5	堀川6693番地88	×	井戸	平成4年	平成22年	

(2) 消防団事業の実施状況及び実施計画について(報告)

令和2年度匝瑳市消防団主要事業実績報告

※赤字は新型コロナウイルスの影響のため中止となった事業

月 日	事業種別	場 所	内 容
令和2年 4月11日(土)	幹部役員辞令交付式 消防団役員総会	市民ふれあいセンター	幹部役員への辞令交付 書面にて開催 ・令和元年度事業実績 ・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算執行方針 ほか
4月26日(日)	教養・規律訓練	市民ふれあいセンター 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養講習及び合同演習の実施
5月24日(日)	第14回 市消防操法大会	市役所南側駐車場	・ポンプ車操法の部 (10ヶ部) ・小型ポンプ操法の部 (16ヶ部) ※最優秀賞及び優秀賞受賞部は、海匠支部消防操法大会へ出場
6月6日(土)	海匠支部消防操法大会 現地訓練	匝瑳市役所北側駐車場	3市の海匠大会出場部による現地訓練
6月14日(日)	第60回 海匠支部 消防操法大会	匝瑳市役所北側駐車場	市大会最優秀賞及び優秀賞受賞部 ・ポンプ車操法の部 2ヶ部 ・小型ポンプ操法の部 2ヶ部 を派遣 ※最優秀賞部隊は、千葉県消防操法大会へ出場
7月11日(土)	第56回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	海匠大会最優秀賞受賞部を派遣 ・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
8月22日(土)	第1回 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター 会議室	次の議題について協議 ・消防定例表彰について ・消防水利一斉点検の実施について ほか
9月27日(日)	市総合防災訓練	市内一円	市総合防災訓練への参加
10月16日(金)	第27回 全国消防操法大会	千葉県消防学校	県大会最優秀賞受賞部を派遣 ・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
10月18日(日)	チェーンソー 取扱講習会	市民ふれあいセンター	チェーンソー使用時の危険防止のため、適切な取扱方法を学ぶ。
11月1日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした 実戦操法による習熟訓練の実施
11月1日(日)	消防水利一斉点検	各分団管轄区域	各分団管轄区域において、防火水槽・消火栓などの消防水利の点検等を行う。
12月5日(土)	第2回 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター 会議室	次の議題について協議 ・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか

12月28日(月) ～31日(木)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具 点検の実施 ・市長巡視は、28日(月)を予定
令和3年 1月9日(土)	匝瑳市消防出初式	市民ふれあいセンター	消防出初式の挙行(表彰のみ)
1月23日(土)	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	
2月27日(土)	第3回 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター	書面にて開催 ・令和3年度消防団主要事業計画について ・令和3年度消防団員名簿の作成について ・第71回千葉県消防大会について ほか
3月1日(月)	第71回 千葉県消防大会	青葉の森公園 芸術文化ホール (千葉市)	新型コロナウイルスのため中止 被表彰者 消防団員 5名 配偶者功勞 3名

令和3年度匝瑳市消防団事業計画

※赤字は新型コロナウイルスの影響のため中止又は中止が見込まれる事業

月 日	事業種別	場 所	内 容
令和3年 4月10日(土)	消防団役員総会	市民ふれあいセンター	・令和2年度事業実績 ・令和3年度事業計画(案) ・令和3年度予算執行方針(案) ほか
4月25日(日)	規律・水防訓練	市役所北側駐車場	部長以上、新規入団及び入団2年目団員を対象とした合同演習及び水防訓練(土のう作成)の実施
6月5日(土) [雨天決行]	海匝支部消防操法大会 現地訓練	匝瑳市役所北側駐車場	3市の海匝大会出場部による現地訓練
5月28日(金)	消防操法審査会	市役所北側駐車場	中央1部操法演技の審査会
6月13日(日)	第61回 海匝支部 消防操法大会	匝瑳市役所北側駐車場	・ポンプ車操法の部(中央1・野田2) ・小型ポンプ操法の部(共興1)を派遣 ※最優秀賞部隊は、 千葉県消防操法大会へ出場
6月13日(日)	第28回全国消防操法大会 出場候補隊海匝支部選考 審査会	匝瑳市役所北側駐車場	出場予定部・ポンプ車操法の部 中央1部、野田2部 ・小型ポンプ操法の部 共興1部
7月10日(土)	第57回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	海匝大会最優秀賞受賞部を派遣
8月21日(土)	第1回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・消防定例表彰について ・市総合防災訓練への参加について ・消防施設要望調査について ・実戦操法訓練の実施について ほか
9月26日(日)	市総合防災訓練	市内一円	市総合防災訓練への参加
10月29日(金)	第28回 全国消防操法大会	千葉県消防学校	・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
11月7日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした 実戦操法による習熟訓練の実施
11月14日(日)	中継送水訓練	豊栄小・豊和小 共興小・野栄中	消防ポンプの適切な使用方法を学ぶ、 中継及び送水訓練の実施
11月28日(日)	チェーンソー 取扱講習会	市民ふれあいセンター	チェーンソー使用時の危険防止のため、 適切な取扱方法を学ぶ。
12月4日(土)	第2回 消防団幹部役員会	野栄総合支所	・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか

月 日	事業種別	場 所	内 容
12月19日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	消防出初式に係る予行演習の実施
12月28日(火) ～31日(金)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具点検の実施 ・市長巡視は、28日(火)を予定
令和4年 1月8日(土)	匝瑳市消防出初式	八日市場ドーム	消防出初式の挙行 出席者を制限して、表彰のみ実施
1月中旬	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場	参列は中止の予定
1月下旬	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに、円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施
2月中旬	第3回 消防団幹部役員会	未 定	・令和3年度主要事業実績及び 令和4年度主要事業計画(案)について ・令和4年度消防団員名簿の作成について ・第72回千葉県消防大会について ほか
令和4年度に 延期	役員視察研修	未 定	役員視察研修の実施
3月23日	第72回 千葉県消防大会	千葉市内	千葉県消防大会に参列

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、計画していた行事は、日程を変更することや、中止となることもあります。

(3) 消防団員の処遇改善について

団員の処遇を改善し、団員確保を図るため、消防庁長官から通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されている。

主な内容は、下記のとおり。

記

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

○匝瑳市消防委員会条例

平成18年1月23日

条例第130号

(設置)

第1条 市は、消防の充実発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、匝瑳市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防団員の服務、待遇、消防施設の改善その他消防に関する重要事項について、市長の諮問に答え、又は市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項に掲げるもののほか、委員総数の3分の2以上の者から委員会に付議すべき事件を付して要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。
- 3 会議の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

匝 瑳 市 消 防 委 員 会 委 員 名 簿

令和3年12月10日

職 名	氏 名	備 考
第1号委員 [市議会議員]	市議会議員	田村 明美
	市議会議員	武田 光由
	市議会議員	宮内 康幸
第2号委員 [消防関係者]	消防団長	秋山 忠史
	消防団副団長	宮崎 良喜
	消防団副団長	大関 昌宏
第3号委員 [学識経験者]	元消防団長	畔蒜 晴夫
	元消防団長	及川 重幸
	元消防団長	太田 康晴
	元消防団長	子安 馨
	元消防団長	鈴木 淳一
	前消防団長	石田 進康

(任期：令和4年6月27日)